

【令和7年度事業者処分等について】

消費生活課

1 特定商取引法

(1) 処分

処分事業者数	2事業者	
処分日	R8. 1. 29	R8. 2. 18
処分件数	7件	
処分内容	業務停止命令(1件) 業務禁止命令(2件) 指示(1件)	業務停止命令(1件) 業務禁止命令(1件) 指示(1件)

No.	処分対象事業者	違反行為	処分内容
1	名 称 総合メンテナンスサービス株式会社 所在地 東京都中央区銀座1-12-4 N&E・BLD. 7階（営業所） 埼玉県戸田市本町1-1-12 ITOコヤマ2階 代表者等 代表取締役 川野 辰哉 統括管理責任者 岩淵 大輝 取引類型 訪問販売（分電盤交換工事等）	勧誘目的等の不明示 勧誘に先立って、分電盤の点検実施について告げるのみで、分電盤交換工事等の契約を締結するという目的を明らかにしていなかった。 判断力不足便乗 認知症を発症していた消費者等の判断力の不足に乗じ、分電盤交換工事等の契約を締結していた。	令和8年1月29日付 業務停止命令 3か月（事業者に対して） 業務禁止命令 3か月（代表者等個人に対して） 指 示 再発防止策と社内コンプライアンス体制を構築し、埼玉県知事宛て文書報告すること。

No.	処分対象事業者	違反行為	処分内容
2	名 称 株式会社清水住建 所在地 千葉県松戸市松戸新田4-4-6番地の18 サンウィッシュ302号 代表者 代表取締役 大胡 颯太郎 取引類型 訪問販売（屋根修繕工事等）	勧誘目的等の不明示 勧誘に先立って、屋根の点検実施について告げるのみで、屋根修繕工事等の契約を締結するという目的を明らかにしていなかった。 役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項の不実告知 実際には瓦のひび割れ、ずれ、下地の劣化等の不具合が生じていないにもかかわらず、直ちに修理を必要とする不具合が生じているかのように告げていた。 役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものの不実告知 実際には消費者の隣家等の工事に関わっていないにもかかわらず、隣家等の工事業者であるかのように告げていた。	令和8年2月18日付 業務停止命令 3か月（事業者に対して） 業務禁止命令 3か月（代表者個人に対して） 指 示 再発防止策と社内コンプライアンス体制を構築し、埼玉県知事宛て文書報告すること。

（２）指導（特定商取引法・県消費生活条例）

販売類型	件数
・訪問販売	100件
・通信販売	3件
・電話勧誘販売	4件
・訪問購入	4件
計	111件

【主な事案の概要】

- 多数を占める訪問販売では、屋根の修繕・給湯器交換・分電盤交換に係る事案（いわゆる点検商法）が特に多い傾向にある。
 - ・ 修繕が有料となることを明示しない勧誘
 - ・ 本来は不必要な修繕の勧誘
 - ・ 契約解除の妨害 等

2 景品表示法

(1) 処分

なし

(2) 指導(景品表示法)

文書注意	55 件	優良有利誤認(43件) 優良誤認(12件)
口頭注意	4 件	優良有利誤認(4件)
計	59 件	

※ 優良誤認表示とは：商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示。

商品・サービスの品質を、実際よりも優れているかのように偽って宣伝する行為。

※ 有利誤認表示とは：商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示。

商品・サービスの取引条件を、実際よりも有利であるかのように偽って宣伝する行為。

【主な事案の概要】

○ 美容系商品、健康食品、整体院の施術等の商品・サービスの表示で、不当表示のおそれのあるものが多く見られた。

・効能効果：合理的根拠が存在しないおそれ(優良誤認)

・ランキング：統計的に客観性が確保された調査によるものではないおそれ(優良誤認)

・期間限定：実際は注文受付期間が限定されていないおそれ(有利誤認)